

サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)

令和7年度

＜提案募集に関するQ&A＞

■募集要領「1.2 公募する事業の種類」

Q1	延べ面積が5千㎡以上、1万㎡未満の建築物の場合、「中小規模建築物部門」として応募することはできるのでしょうか。
A	中小規模建築物部門では、概ね5千㎡以下の建築物を対象としますが、最大で延べ面積1万㎡未満までの建築物は、中小規模建築物部門での応募も可能です。なお、中小規模建築物部門の評価にあたっての考え方に規定する一定の環境性能、省エネルギー性能等を満足しないプロジェクトは、一般部門として応募してください。
Q2	延べ面積が5千㎡以上、1万㎡未満の建築物の場合、「一般部門」として応募することはできるのでしょうか。
A	一般部門での応募も可能ですが、プロジェクト総体としての先導性を評価することになります。なお、一般部門として応募があった場合、大規模建築物とは区分し、プロジェクト規模に応じた先導性を評価します。
Q3	複数の建築物をまとめて提案する場合で、複数棟の延べ面積が合計で5千㎡以上1万㎡未満となる場合、「中小規模建築物部門」として応募することはできるのでしょうか。
A	複数の建築物をまとめて応募する場合は、「一般部門」として応募してください。中小規模建築物部門は1棟の建築物についての提案で、延べ面積が5千㎡以上、1万㎡未満となるものを対象としています。
Q4	住宅メーカーの商品のようなもの、システムとして提案することは可能でしょうか。また、建設場所が決まっていないものも応募は可能でしょうか。
A	施主自体が決まっていないものでも、供給体制や実施体制が整っているものなどは対象になると考えています。アイデア段階のものは対象となりません。また、応募する部門によって、CASBEE 評価など環境効率の評価結果の提出が必要ですので、環境効率の評価等が困難な段階での応募は対象となりません。 建設場所は未定でも応募は可能です。ただし、環境効率の評価や省CO ₂ 対策の概要などは、代表的な地域等における必要書類を提出していただくことが必要です。
Q5	住宅の場合、分譲住宅、住宅展示場やモデルハウスでも応募は可能でしょうか。
A	一般部門では応募の対象となります。

Q6	住宅展示場やモデルハウスは「省CO ₂ に関する技術の検証(社会実験、展示等)」に該当するものなのでしょうか。
----	--

A 単なる住宅展示場やモデルハウスは該当しません。一般部門における技術の検証での提案は、実験・検証を行うとともに当該技術の展示を行うために一時的に設ける施設が対象となります。

Q7	「省CO ₂ のマネジメントシステムの整備」とは、具体的にどのようなものが該当するのでしょうか。
----	---

A 例えば、BEMS、HEMSなど住宅・建築物等でエネルギー使用状況を監視し、効率的な機器の運用を図るなど、エネルギーの使い方を効率的にマネジメントし、CO₂排出削減を実現できるシステムが例示として考えられます。

Q8	提案にあたり、本補助事業に不適切と判断される建物用途や設備はありますか。
----	--------------------------------------

A 公的な資金の使途として社会通念上、不適切と判断される事業(「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)」第 2 条に規定する風俗営業等)を目的とした施設・設備は原則として対象外とします。

■募集要領「2. 1 事業の要件」

Q9	複数用途建築物の場合、用途別に設計一次エネルギー消費量の削減量を適合させる必要はあるのでしょうか。
----	---

A 建築物の用途別の設計一次エネルギー消費量(再エネを考慮しない)の合計値が、基準一次エネルギー消費量に用途に応じた係数(0.7 又は 0.6)を乗じて得た値を合計したものの以下であることが必要です。

住宅を含む建築物である場合には、建築物の用途別の設計一次エネルギー消費量(再エネを考慮しない)の合計値が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量に用途に応じた係数(0.7 又は 0.6)を乗じて得た値と住宅の基準一次エネルギー消費量に 0.8 を乗じて得た値を合計した値以下であることが必要です。

なお、建築物の用途別の部分について、要件への適否を判定するものではありません。

Q10	補助の対象となる基準や設備の指定はあるのでしょうか。
-----	----------------------------

A 一般部門、中小規模建築物部門では、評価委員会の評価に基づいて、モデル性や先導性が高いものとして選定されたものが補助の対象となります。このため、補助の対象となるか否かについて具体的な基準があるものではありません。なお、太陽光発電システムについては、原則として補助対象となりません。ただし、他システムとの連携等、モデル性や先導性が認められる場合に限り、補助の対象となる場合もあります。

また、評価は個別の設備としての評価ではなく、住宅・建築物のプロジェクト総体としての評価となります。そのため、単なる高効率給湯器の導入など、設備単体での取り組みを提案する事業は、本事業の趣旨になじみませんのでご注意ください。

Q11	工場等における生産設備の省エネ対策も対象となるのでしょうか。
A	工場等における「生産設備」については、当該補助事業の目的が建築物の省CO ₂ であることから補助対象外とします。
Q12	建築工事の着手の定義を教えてください。
A	建築工事の着手は、補助対象外も含めて、建築基準法上の工事の着手とし、一般的には基礎部分などを掘削する根切工事や山留工事、基礎の杭打ち工事、基礎部分の地盤改良工事などを想定しています。また、完了実績報告の手続きでは、確認申請や工事監理報告書などの公的な書類等にて、着工日を証明していただくことになりますので、詳細については、所管行政庁や確認検査機関などにもご確認ください。
Q13	採択年度に補助対象事業の出来高が発生せず、次年度以降から出来高が発生する場合は、応募できないのでしょうか。
A	一般部門及び中小規模建築物部門の応募は可能です。採択を受けた年度中に事業に着手する必要はありますが、補助対象の選定によっては、次年度より補助対象工事が発生する場合があります。ただし、次年度以降の予算によっては、採択通知に記載されている交付申請可能額の金額が交付できない場合がありますのでご注意ください。
Q14	補助事業期間について、補助事業の完了予定は、契約に基づく完了予定として想定する必要がありますのでしょうか。
A	必ずしも契約に基づく必要はありません。補助対象に関する事業計画上の完了予定日を想定して、提案や交付申請をしてください。なお、採択後や交付決定後、補助事業の大幅なスケジュールの変更などが生じた場合は、交付申請等の手続きの窓口である事務事業者等へ速やかにご相談ください。
■募集要領「2.2 評価にあたっての考え方」	
Q15	異なる構造の住宅・建築物の提案における先導性の評価はどのようになるのでしょうか。特に有利になる分野などがあるのでしょうか。
A	提案の先導性の評価にあたっては、用途・建て方別、構法・構造別等幅広い分野のバランスに配慮することとしています。したがって、異なる構造間ではなくそれぞれの分野内での先導性の有無が評価の対象となります。例えば木造であるというだけで先導性があるという評価はされず、あわせて別の先端性・先進性等のあるリーディングプロジェクトにふさわしい提案が望まれます。
Q16	提案にあたって、「省CO ₂ 技術の先端性・先進性の観点、波及性・普及性の観点」が求められていますが、これらは両方とも求められているのでしょうか。例えば「波及性・普及性」が非常に高くても「先端性・先進性」が低いものに関しては採択されないのでしょうか。
A	双方の観点から評価委員会において総合的に判断されることとなります。また、全国各地の省CO ₂ への取り組みを加速するため、地方都市などへの波及性の高いプロジェクト、普

及途上にある省CO₂技術を活用して省CO₂推進の波及・普及に資するプロジェクト、中小規模建築物(非住宅)における省CO₂推進の波及・普及に資するプロジェクト等についても積極的に支援します。

なお、本事業は、先導的な技術の波及・普及を目的として、モデル的なプロジェクトを支援するものであることから、応募にあたって、提案事業の実施によって期待される省CO₂技術の波及効果・普及効果も提案していただきます。波及効果・普及効果が認められないと評価されるものについては、技術の先導性等の評価が優れていても採択されません。

Q17	一度採択された省CO ₂ 技術は、次回の募集についても補助対象となるのでしょうか。
-----	--

A 採択されるか否かは、あくまでもそれぞれの時点において、評価委員会で評価されるものです。なお、評価は個別の省CO₂技術としてではなく、住宅・建築物のプロジェクト総体としての評価となります。

また、これまでの採択事例で提案された各種の省CO₂技術や類似の省CO₂技術を活用する提案についても、波及・普及の観点から積極的に評価します。

■募集要領 「(3. 部門別の事業内容) 3. 1 建築物(非住宅)・一般部門」

Q18	複数の企業等でプロジェクトを検討していますが、提案の代表者にはどのような要件が必要でしょうか。また、プロジェクトに対して助言などを行っている者も応募者になれるのでしょうか。
-----	--

A 提案者は、募集要領3. 1. 2の①に記載のとおり、「補助金の交付を受けて事業を行うもので、建築主等、建築主と一体連携して省CO₂技術を導入するもの等(ESCO事業者、リース事業者、エネルギー事業者等)」を考えています。

原則、提案の代表者は採択後の補助金交付の手続きや補助金の受領等においても事業者を代表して適切な執行を行っていただくことになります。

また、コンセプトに対する助言などを行っている者単独では応募者になることはできませんが、グループの一員となることは可能です。

複数の企業等が関わるプロジェクトでは、関係者の実施体制図を添付していただくことが必要です。また、必要に応じてヒアリング審査を行います。ヒアリング審査への出席者は原則として実施体制図に明記されている者に限ります。

Q19	ESCO事業やエネルギーサービス事業に関する提案の場合、提案者はESCO事業者もしくはエネルギーサービス事業者のみでよいのでしょうか。あるいは建築主等との連名での応募が必要なのでしょうか。
-----	--

A 提案者は、募集要領3. 1. 2の①に記載されている補助金の交付を受けて事業を行うものを想定しています。建築主との合意に基づき、原則として、建築主を含む共同提案として応募してください。

Q20	複数の者が共同で提案を行う場合、補助金を受ける者も、共同で申請してもよいのでしょうか。また、この場合、補助金は各者に支払われるのでしょうか、あるいは代表の1社へ支払われるのでしょうか。
-----	--

A	補助は実際に対象となる事業を実施する(費用を負担する)方が申請していただく必要がありますので、両方で費用を負担する場合には共同で申請してください。また、補助金の支払い方法は個別に協議させていただきます。
---	---

Q21	省CO ₂ 技術の一般的な工事の実施設計費は、設計費の対象となるでしょうか。
-----	---

A 設計費は省CO₂シミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る設計費として国土交通省が認める費用を対象としますので、一般的な実施設計費は対象となりません。なお、設計費を計上する場合には、特に必要とする理由等を様式7-4に記載してください。

Q22	1件あたりの補助額の上限はあるのでしょうか。
-----	------------------------

A 1プロジェクト当たり3億円(標準単価方式による場合は採択プロジェクトの総事業費の3.5%)を本事業の補助限度額とします。

ただし、新築事業の場合、建設工事費に該当する費用の補助額は、当該事業の建設工事費の5%以内の額とします。

また、予算の範囲内で助成するものであるため、採択された場合であっても、全ての額が助成対象となるものではありません。なお、次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている交付申請可能額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

Q23	詳細な設計上の工夫の組み合わせなどで省エネ性を実現する場合は、補助額はどのように算出するのでしょうか。
-----	---

A 提案において、細かな建築構造上の工夫を積み上げたプロジェクトなどは、先導的な取組みを実現するために必要となる部分とそれ以外の部分を分離して積算することが困難な場合があります。これに対しては、先導的な取組みに関係する部分も含めて大まかに、補助対象となる場所を特定し積算してください。なお、このような場合、積みあげが大きくなりすぎることを避けるため、CASBEE 評価結果等を参考にした査定(例えば、大規模な住宅・建築物プロジェクトでCASBEE 評価結果がSの場合にあっては、全体工事費の1割を目途とする等)を検討しています。

■募集要領「(3. 部門別の事業内容) 3. 2 建築物(非住宅)・中小規模建築物部門」

Q24	複数の企業等でプロジェクトを検討していますが、提案の代表者にはどのような要件が必要でしょうか。また、プロジェクトに対して助言などを行っている者も応募者になれるのでしょうか。
-----	--

A 提案者は、募集要領3. 2. 2の①に記載のとおり、「補助金の交付を受けて事業を行うもので、建築主等、建築主と一体連携して省CO₂技術を導入するもの等(ESCO事業者、リース事業者、エネルギー事業者等)」を考えています。

原則、提案の代表者は採択後の補助金交付の手続きや補助金の受領等においても事業者を代表して適切な執行を行っていただくことになります。

また、コンセプトに対する助言などを行っている者単独では応募者になることはできませんが、グループの一員となることは可能です。

複数の企業等が関わるプロジェクトでは、関係者の実施体制図を添付していただくことが

必要です。また、必要に応じてヒアリング審査を行います。ヒアリング審査への出席者は原則として実施体制図に明記されている者に限ります。

Q25	ESCO事業やエネルギーサービス事業に関する提案の場合、提案者はESCO事業者もしくはエネルギーサービス事業者のみでよいのでしょうか。あるいは建築主等との連名での応募が必要なのでしょうか。
-----	--

- A 提案者は、募集要領3. 2. 2の①に記載されている補助金の交付を受けて事業を行うものを想定しています。建築主との合意に基づき、原則として、建築主を含む共同提案として応募してください。

Q26	省CO ₂ 技術の一般的な工事の実施設計費は、設計費の対象となるでしょうか。
-----	---

- A 設計費は省CO₂シミュレーションなど先導的な省CO₂技術に係る設計費として国土交通省が認める費用を対象としますので、一般的な実施設計費は対象となりません。なお、設計費を計上する場合には、特に必要とする理由等を様式7-4に記載してください。

Q27	1件あたりの補助額の上限はあるのでしょうか。
-----	------------------------

- A 1プロジェクト当たり3億円(標準単価方式による場合は採択プロジェクトの総事業費の3.5%)を本事業の補助限度額とします。ただし、建設工事費に該当する費用の補助額は、当該事業の建設工事費の5%以内の額とします。
- また、予算の範囲内で助成するものであるため、採択された場合であっても、全ての額が助成対象となるものではありません。なお、次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている交付申請可能額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

Q28	提案応募時は自己評価にてCASBEE・Sランク、BELS5つ星として提案して採択され、採択後に第三者評価を取得した際、提案したレベルを下回る場合でも補助金を受けることはできるのでしょうか。
-----	--

- A 中小規模建築物部門は、第三者評価にて、CASBEE・Sランク、BELS5つ星等の必要な性能を満足していただくことが必要になります。そのため、募集要領に記載の条件を全て満足できない場合は、補助金を交付することができませんので、留意してください。

■募集要領「(3. 部門別の事業内容) 3. 3 共同住宅／戸建住宅・一般部門」

Q29	複数の企業等でプロジェクトを検討していますが、提案の代表者にはどのような要件が必要でしょうか。また、プロジェクトに対して助言などを行っている者も応募者になれるのでしょうか。
-----	--

- A 提案者は、募集要領3. 3. 2の①に記載のとおり、「補助金の交付を受けて事業を行うもので、建築主等、建築主と一体連携して省CO₂技術を導入するもの等(ESCO事業者、リース事業者、エネルギー事業者等)」を考えています。
- 原則、提案の代表者は採択後の補助金交付の手続きや補助金の受領等においても事業者を代表して適切な執行を行っていただくことになります。
- また、コンセプトに対する助言などを行っている者単独では応募者になることはできませんが、グループの一員となることは可能です。

複数の企業等が関わるプロジェクトでは、関係者の実施体制図を添付していただくことが必要です。また、必要に応じてヒアリング審査を行います。ヒアリング審査への出席者は原則として実施体制図に明記されている者に限ります。

Q30	複数の者が共同で提案を行う場合、補助金を受ける者も、共同で申請してもよいでしょうか。また、この場合、補助金は各者に支払われるのでしょうか、あるいは代表の1社へ支払われるのでしょうか。
-----	---

A 補助は実際に対象となる事業を実施する(費用を負担する)方が申請していただく必要がありますので、両方で費用を負担する場合には共同で申請してください。また、補助金の支払い方法は個別に協議させていただきます。

Q31	建設工事費の対象となる建築設備にはどの範囲までが含まれるのでしょうか。例えば、住宅に設置する省エネ家電などは対象となるのでしょうか。
-----	--

A 通常建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは対象となります。例えば、2以上の居室等の暖・冷房を行うことができる暖冷房設備、床暖房集中型の給湯設備、太陽エネルギーを有効に利用することにより、住宅に使用するエネルギーを低減することができるシステム等は対象となります。その他、当然ながら請負契約後等に建築主が分離して購入するものは対象外となります。

Q32	システム提案として採択された場合、採択年度に着工するもので、採択された内容が含まれた物件であれば、全て補助金の対象となるのでしょうか。
-----	---

A 提案時に応募戸数を明記のうえ、補助対象費用の総額を記載していただく必要があります。同一の提案内容で複数棟の応募を行う場合には、複数棟の応募が必要である理由を先端性・先進性の観点、当該技術の今後の波及性・普及性の観点から記載してください。なお、募集要領の3. 3. 3に記載されているとおり、補助金の額は予算の範囲内で決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。

Q33	1件あたりの補助額の上限はあるのでしょうか。
-----	------------------------

A 1プロジェクト当たり3億円を本事業の補助限度額とします。
 共同住宅における新築事業の場合、建設工事費に該当する費用の補助額は、当該事業の建設工事費の5%以内の額とします。
 戸建住宅の事業(新築、改修、マネジメント及び技術の検証)については、建設工事費等にかかる補助額の上限を1戸あたり200万円以内とします。
 また、予算の範囲内で助成するものであるため、採択された場合であっても、全ての額が助成対象となるものではありません。なお、次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている交付申請可能額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

■募集要領「4. 3 補助金交付」

Q34	補助金の交付申請はいつ頃の予定でしょうか。また、工事着手はどの時点で可能になるのでしょうか。
-----	--

- A 審査結果は令和7年9月中旬頃を目処に応募者へ審査結果を通知する予定です。
また、審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてもお知らせします。採択後には当該建築物の工事に着手することは可能ですが、補助対象部分の工事は、原則として、交付申請手続きを経て、交付決定後に工事着手していただくことになります。
なお、原則、補助対象費用に関する契約等は、採択日以降に締結してください。

Q35	採択後に諸事情で交付申請を行わないこととなった場合や建築自体が中止になった場合に罰則はあるのでしょうか。
-----	--

- A 本事業は評価のみを目的とした提案は受け付けていません。また、虚偽の申請等に当たる場合は罰則の適用があります。
このようなケースではなく、採択後に交付申請が行われない場合や交付決定後に建築自体が行われない場合などには報告をいただくこととなるとともに、今後応募があった場合には、事業実施の確実性についてより慎重に判断をさせていただくこととなります。

Q36	本事業において、交付決定後に当初の完了予定日までに事業が完了しないことが見込まれた場合には、どうすればよいでしょうか。
-----	---

- A 例えば以下のような理由により、交付決定後に当初の完了予定日までに事業が完了しないことが見込まれた場合には、翌年度への予算の繰越が可能となる場合がありますので、速やかに交付申請の手続き先へご相談ください。

<理由例>

- A)隣家等との調整(工事に伴う騒音・振動、日照、工事用資材等の運搬路等)に不測の日数を要した場合
B)自己都合によらない設計変更があった場合
C)建築確認その他の関係機関との協議・許認可に不測の日数を要した場合
D)工事の施行に伴い明らかになった状況変化(土質、地盤等)があった場合
E)豪雨、豪雪等が発生した場合
F)資材の入手難、特注品の納期延期があった場合

Q37	本事業において、事業の延長が認められた場合の支払い期日はいつ頃予定されていますでしょうか。
-----	---

- A やむを得ない理由により、事業の延長が認められた場合、過年度の事例は以下となります。あくまでも過年度の事例ですので、当該年度において保証するものではありません。詳細時期については、交付申請等の手続きの窓口である事務事業者へ確認して下さい。

<過年度の事例>

完了実績報告提出	額の確定	補助金支払時期
翌年度5月末	翌年度6月中旬	翌年度7月末
翌年度7月末	翌年度8月中旬	翌年度9月末
翌年度9月末	翌年度10月中旬	翌年度12月末
翌年度1月末	翌年度2月中旬	翌年度3月末

Q38	注文戸建住宅の新築として、住宅の供給事業者が採択された場合、補助金は事業者へ支払われるのでしょうか。また、建売戸建住宅ではどのような扱いとなるのでしょうか。
-----	--

- A 注文戸建住宅、建売戸建住宅ともに、提案者である住宅供給事業者が補助事業者となりますので、補助金は、当該補助事業者へ支払われます。ただし、補助事業者から一般消費者である建築主、買主へ当該補助金相当額を還元していただく必要があります。

Q39	「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業（ZEH）」と本事業の補助金を一緒に受けることが出来るのでしょうか。
-----	---

- A 環境省が実施する ZEH 関連の補助事業は、補助対象が重なっているため、本事業の対象となる住宅で、重複して補助金を受けることはできません。

Q40	本事業の補助金対象となる住宅で、子育てグリーン住宅支援事業を重複して受け取ることは出来るのでしょうか。
-----	---

- A 原則として、本事業と子育てグリーン住宅支援事業を重複して受け取ることは出来ません。ただし、リフォームについては、本事業と子育てグリーン住宅支援事業の請負工事契約が別であり、かつ、それぞれの補助対象が明確に切り分けられる場合は併用することができます。

■その他

Q41	標準単価方式によって補助金の額を算定する場合、延べ面積はどのように算定すればよいのでしょうか。
-----	---

- A 延べ面積は建築確認申請における延べ面積で算定することとします。なお、提案応募時は設計途上の延べ面積で補助金の額を算定することで応募が可能です。採択後の交付申請または実績報告時に、建築確認申請における延べ面積で補助金の額を算定することになります。

Q42	標準単価方式での応募にあたって、延べ面積や総事業費が確定していない場合、応募できないのでしょうか。
-----	---

- A 提案応募時は基本設計段階等での延べ面積や総事業費に基づいて応募することも可能です。ただし、採択後の補助金交付申請の手続きにおいて、確定した延べ面積や総事業費に基づいて補助金の額を算定しなおして、申請することになります。

Q43	標準単価方式において、応募時は自己評価（または目標値）によるBELS評価で補助金の額を申請し、採択後に第三者評価を取得した際、提案したレベルを下回る場合でも補助金を受けることは出来るのでしょうか。
-----	--

- A 補助金の額は、採択後に取得した第三者評価結果（BELS5つ星又は4つ星）に応じた標準単価に基づいて確定します。そのため、標準単価方式を適用可能なBELS4つ星を下回る評価結果となる場合、採択が取り消しとなることがありますので、ご注意ください。

Q44	CASBEEの評価をするための外注費は対象となるでしょうか。
-----	--------------------------------

- A 本事業で求める総合的な建築物の環境効率として、CASBEEの第三者評価を行う場合、評価員等による評価に要する費用、第三者認証・認定の取得に要する申請費用、評価結果を表示するための費用(プレート代、楯代等)は補助対象となります。

Q45	この事業は、地方公共団体の関与はなく、国が直接実施する事業なのでしょうか。
-----	---------------------------------------

- A この事業は、国が直接実施し、通常の公共事業のように地方公共団体を通じて補助が行われるものではありません。しかしながら、地方公共団体においても、このモデル事業の事業者の方への周知へ協力していただくことを期待しています。また、この事業は地方公共団体自体が提案をしていただくことも可能です。地方公共団体自身が民間事業者の方等と協力する等により幅広い提案をおこなっていただくことを期待しています。なお、通常他の補助金においても補助の対象外となっているケースの場合には対象としないことがありますのでご注意ください。

Q46	環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市とはどこの都市でしょうか。また、当該都市の提案書の内容などは、どのように確認すればよいでしょうか。
-----	--

- A 内閣府地方創生推進事務局「環境モデル都市・環境未来都市・SDGs未来都市」のホームページにおいて、選定された都市が公表されています。また、選定された各都市の提案書、環境モデル都市のアクションプラン、環境未来都市計画、SDGs未来都市計画の内容など、詳しくは同ホームページで確認できます。

内閣府地方創生推進事務局「環境モデル都市・環境未来都市・SDGs未来都市」

(<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/index.html>)

Q47	過去に採択されたプロジェクトの実績を教えてください。
-----	----------------------------

- A 国立研究開発法人建築研究所の下記ホームページにて、「サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)」及び「住宅・建築物省CO₂先導事業」の過去の採択プロジェクト一覧と概評等を公表しています。

「サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)」(<https://www.kenken.go.jp/shouco2/past.html>)

「住宅・建築物省CO₂先導事業」(<https://www.kenken.go.jp/shouco2/past/past.html>)